

本市では、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市街地開発事業により、道路や公園緑地など都市施設の整備のほか、密集市街地の解消や駅前の商業機能、交通結節機能の向上を図るなど、計画的に市街地整備を推進してきました。

また、最近では地域の課題解決に、住民自らがまちづくりについての方針やルールを検討し、地区計画を定めるなどの取組が進められています。

【 方 向 性 】

土地の高度利用や都市機能の強化、都市景観の向上、住環境や防災性の改善などを図る必要がある区域において、地域の課題に対応し、安心して生活できる安全で魅力ある市街地整備を進めます。

私たちができること

●まちのルールづくり

- ◆ 地域の課題解決のために、地域にあったルールづくりに取り組みましょう。
例えば、狭い道路や古い木造家屋が多く災害に弱い地区では
 - ・ 道路の幅を確保しながら建替がしやすくなるようなルール(防災街区整備地区計画)駅周辺の地区では
 - ・ 駅前の特性に合った商業や業務機能が集積できる、快適で利便性の高いまちになるようなルール(特別用途地区など)今の住環境を守りたい地区では
 - ・ 建物の種類や高さを決め、ゆとりある敷地を確保するためのルール(地区計画など)

みんなでまちのルールを考え、
実行しています(潮江地区)

このようなまちづくりのルールを作ったあと、「みんながルールを守って気持ちよく暮らせるまち」にしていくための次のような継続的な取組が重要です。



●建替などによる道路空間の確保

- ◆ 狭い道路に面した建物を建て替えるときは、必要な道路の空間を確保して防災性を高め、安全なまちづくりに取り組みましょう。

●市街地の魅力向上・活性化につながる日ごろの活動

- ◆ 緑化や清掃など日ごろの活動を通して市街地の魅力向上や活性化につなげましょう。

●一人ひとりが防災・防犯について心がける

- ◆ 地域の住民や事業者の方々が常に防災や防犯のことを意識し、行動しましょう。

【まちづくりの現況と課題】

● 土地区画整理事業の実施

- ・ 平成25年(2013年)末現在、土地区画整理事業の実施は59地区、約2,668haに及んでいます。これは市街化区域面積の約57%に相当し、全国的にも有数の施行率となっています。

事業実施前



事業実施後



● 市街地再開発事業の実施

- ・ JR尼崎駅北、JR立花駅南、阪神尼崎駅周辺地区などにおいて市街地再開発事業を実施し、駅前広場などの都市施設の整備、密集市街地の解消、駅前の商業機能の向上を図ってきました。
- ・ しかし、初期に整備した一部の地区については、建築物の老朽化や耐震化、商業機能の低下などが課題となっています。
- ・ また、その他の一部の鉄道駅周辺では、駅前としての交通結節機能が不十分なところがあります。

市街地再開発事業施行事例

JR立花駅南



阪神尼崎駅南

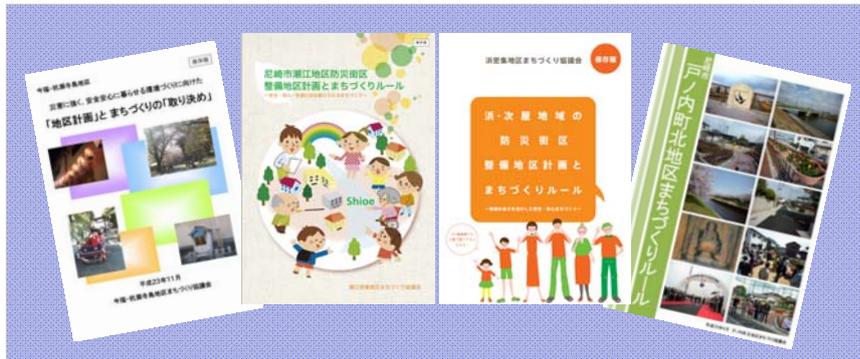


● 密集市街地の改善

- ・ 密集市街地では、道路や公園緑地などの都市施設が十分に整備されておらず、木造住宅の建替が進まず老朽化し、世代交代が進まないため、大地震や火災などが発生した場合の危険性が高く、まちの総合的活力が低下しています。
- ・ これまで、住宅地区改良事業など面的な整備により住環境の改善や都市施設の整備などを推進していますが、依然として解消されていない密集市街地が残っています。
- ・ こうした地区の整備・改善にあたっては、これまでのような基盤整備などのハード面からの整備手法だけでなく、まちづくりのルールや地区計画などのソフト面からの誘導手法をそれぞれの地域の特性に応じて進めていく必要があります。

- ・ 防災街区整備地区計画の指定などにより、地区の防災性能を向上させる取組を行っており、今後は、このような地域が主体となった修復型のまちづくりが他の地域に広がることを期待されます。

密集市街地改善の取組



● 地域主体のまちづくりの支援

- ・ 良好な住宅地においては、住環境を保全すべく、地区計画や建築協定を定めるなど地区特性に応じたきめ細かなまちづくりのルールづくりに取り組んでいます。今後も、こういった取組が他の地域に広がることを期待されます。

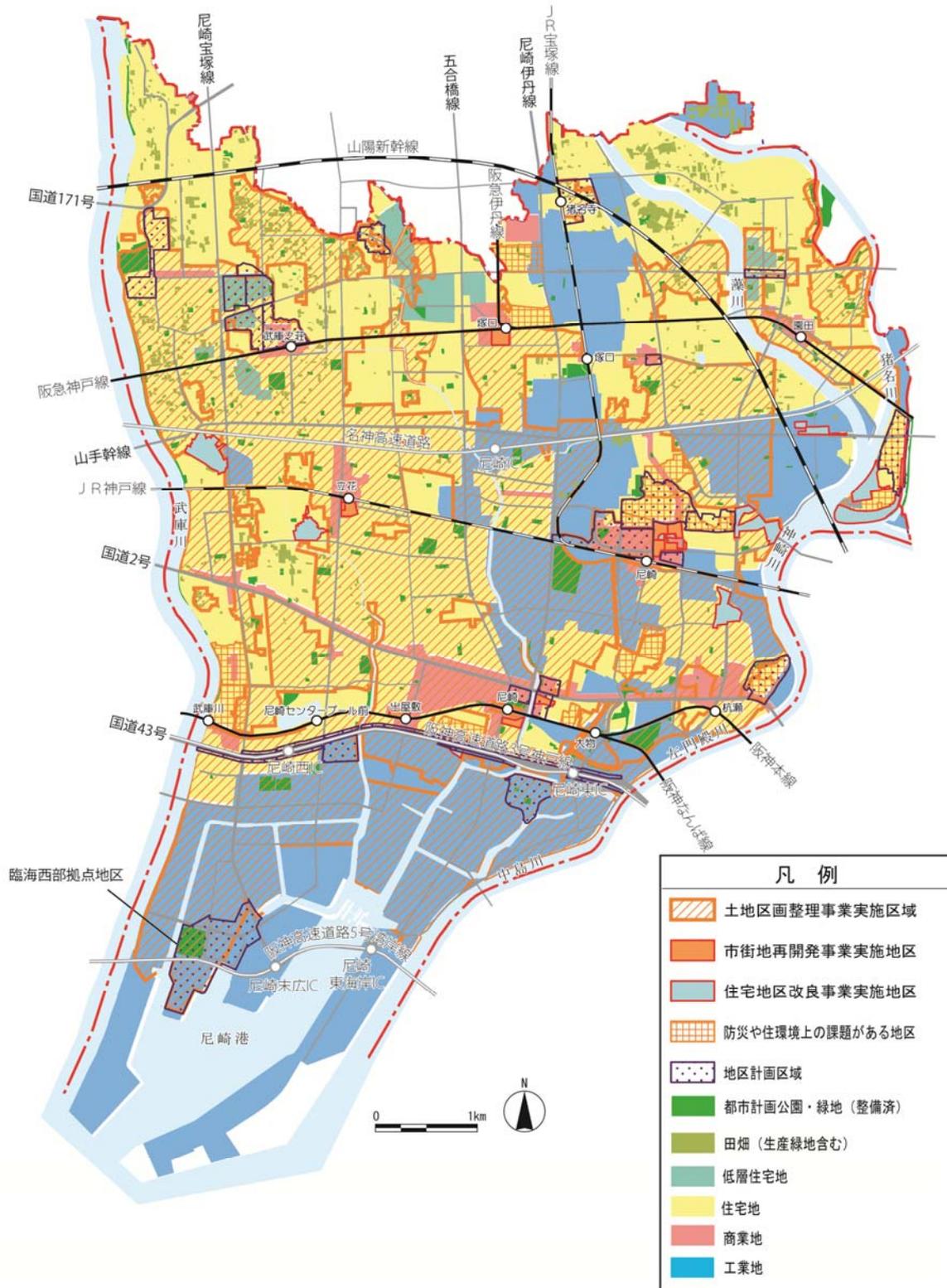
● 住環境整備条例による開発事業の誘導

- ・ 良好な住環境の形成を図るため、住環境整備条例に基づき、一定規模以上の開発事業を行う場合は、公園などの公共施設の整備を求めるなど、適正な開発事業の誘導を図っています。
- ・ 戸建住宅・長屋の開発にあたっては、住環境整備条例により最低敷地面積の確保に努めています。

● 臨海地域の活性化

- ・ 「尼崎 21 世紀の森構想」などに基づき、水と緑の豊かな都市環境の形成を通じた、臨海地域全体の活性化をめざした取組を進めています。
- ・ 臨海西部の拠点地区では、関係機関との連携のもと、スポーツ健康増進施設などを導入し、また尼崎の森中央緑地の整備を進めています。
- ・ 臨海東部のフェニックス埋立地については、社会経済情勢の変化に伴う企業などのニーズを見据えつつ計画的な市街地整備を進める必要があります。

市街地整備現況図（平成25年（2013年）現在）



【 方 針 】

① 既成市街地の更新に取り組みます。

- ・ 地区の課題に応じて、自然や歴史・文化、産業など地域の資源を大切にした既存ストックを活かしたまちの更新に取り組みます。

② 駅前の活力あるまちづくりに取り組みます。

- ・ 交通結節機能を最大限に発揮できるような環境改善や、商業機能など都市機能の維持、充実についての手法を検討し、活力ある商業・業務地をめざします。

③ まちの防災性や住環境の向上を図ります。

- ・ 密集市街地においては、防災街区整備地区計画の活用などにより、建築物の建替を通じて、建築物の後退などによる道路空間の確保を図るなど、安全・安心で快適なまちをめざします。

④ 地区計画など地域主体のルールづくりを支援し、地域主体のまちづくりを促します。

- ・ 地域の住民や事業者が中心となった地区計画などのまちのルールづくりを支援し、良好なまちなみ保全、防災性、防犯性の向上などを促進します。

⑤ 地区計画などの活用により、地区の魅力を向上させるまちづくりに取り組みます。

- ・ 工場跡地や、公共建築物跡地における土地利用転換など周辺への影響が大きい大規模開発については、地区計画等の活用を図るなど地区の魅力を向上させるまちづくりに取り組みます。

⑥ フェニックス埋立地は、魅力的な市街地として適切な土地利用を誘導します。

- ・ 港湾機能、産業機能が調和した環境創造をリードする魅力的な市街地として、今後も引き続き、適切な土地利用の誘導と必要な都市施設の整備を促進します。

市街地整備方針図



本市は、かつて深刻な大気汚染や水質汚濁などを経験しましたが、市民、産業界、行政の努力により克服し、緑化や水辺空間の整備を進め、うるおいややすらぎのある空間の構築に努めてきました。

しかし、近年は地球温暖化問題や都市化によるヒートアイランド現象など、新たな環境問題に配慮した持続可能なまちづくりが求められています。

こうした中、本市は平成25年(2013年)に、温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として、国により「環境モデル都市」に選定されました。

【 方 向 性 】

市民、産業界、行政が一丸となって環境と経済の両立をめざしながら、持続可能な社会の形成のため、循環型及び低炭素まちづくりを推進します。

また、河川や水路、運河、海岸などの豊かな水辺があり、まちなかに緑があふれ、多様な命がいきづき、季節を肌で感じるができるまちをめざします。

緑は、人々の憩いの場、レクリエーションの場としてうるおいとやすらぎを与えるだけでなく、大気の浄化やヒートアイランド対策など環境負荷の低減や災害時の安全性の確保に効果を発揮します。そのため、公園緑地の整備のほか、道路や鉄道沿線の緑化、建築物敷地内の緑化、屋上緑化・壁面緑化などにより都市緑化を推進するとともに、運河や河川も含めた水辺と緑のネットワークの充実を図ります。

私たちができること

●自然環境の保全・活用

- ◆ 河川や自然林などの貴重な自然を守り、育て、身近な自然と親しむ場として活用しましょう。

●地球環境への配慮

- ◆ 必要なものを必要な分だけ購入する、紙などリサイクルできるものは分別するなどのごみの減量に取り組みましょう。
- ◆ 太陽光発電など再生可能エネルギーの導入や日ごろの省エネルギーの取組に努めましょう。

●身近な緑化活動などへの参加

- ◆ 住宅や事業所などの敷地や建物の屋上、壁面を緑化しましょう。
- ◆ まちかどやまちなかの緑化活動に参加してみましょう。

●農地の保全・活用

- ◆ 農地は市民農園や体験型市民農園、援農ボランティア制度などを活用しながら、保全に努めましょう。

●水辺環境の向上

- ◆ 河川や水路にごみを捨てない、川を掃除し大切にするなど、水辺環境の向上に努めましょう。

壁面緑化で緑豊かで涼しい夏をすごすことができます



健康やレジャーに市民農園が一役買っています



1 環境の保全、改善と創造

【まちづくりの現況と課題】

● 環境創造のまちづくりの推進

- ・ 臨海地域は、本市産業経済の発展をリードしてきた一方で、自然環境の喪失や公害の発生など、市民にとって魅力に乏しい地域となっています。
- ・ 臨海地域の活力あるまちへの再生にむけて、尼崎 21 世紀の森構想に基づくゆとりとうるおいをもたらす水と緑豊かな自然環境の創出に取り組んでいます。

コラム：尼崎 21 世紀の森構想

高度経済成長期の公害問題や産業構造の変化に伴って失われた臨海地域の自然をよみがえらせ、魅力と活力のあるまちに再生していく都市再生プランとして兵庫県が策定しました。

尼崎の森中央緑地の整備が平成14年（2002年）に兵庫県がリーディングプロジェクトとして進行中です。

はじまりの森での植樹活動
(尼崎の森中央緑地)



● 環境保全の意識醸成

- ・ 市民・事業者とともに自然林の保全活用などに取り組み、自然を大切にする意識の醸成を進めています。

エコハイク
(猪名川自然林)



水辺まつり (藻川)

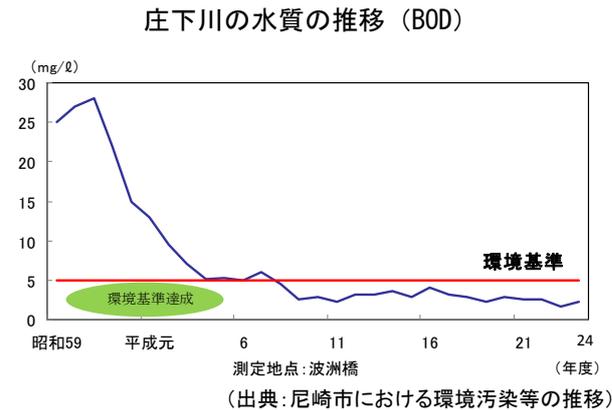
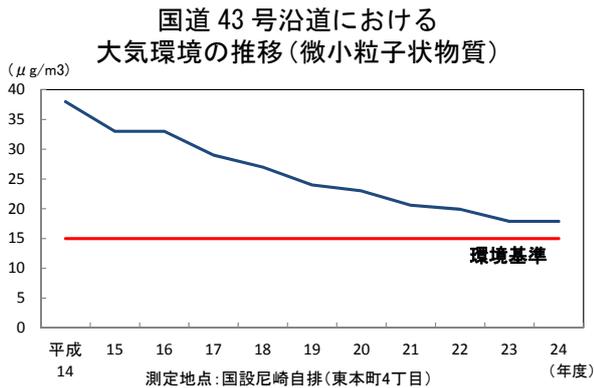
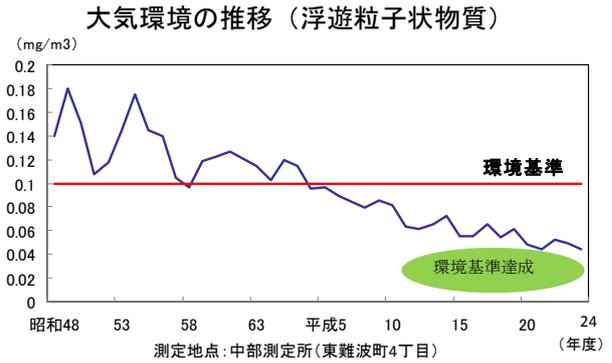
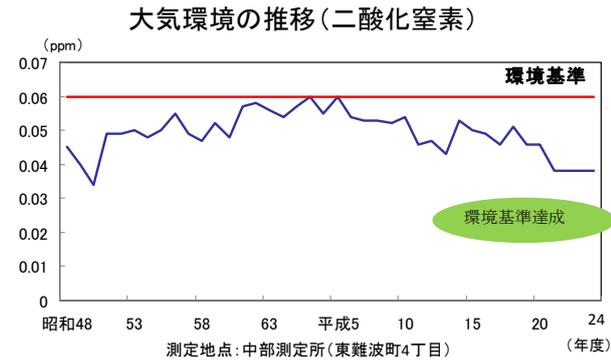


生き物調査 (庄下川)



● 環境の改善

- ・ 公害防止関係法令の整備や環境保全協定の推進などにより、大気汚染は大きく改善しています。
- ・ 幹線道路沿道における自動車公害については、自動車の規制強化や低騒音舗装の施工、遮音壁の設置などにより、以前の状況に比べると沿道環境に改善が見られますが、特に交通が集中する地点では一層の改善が求められます。
- ・ 身近にある河川や水路などにおいては水質が改善され、魚が泳ぎ水鳥が浮かぶなど、徐々に自然が回復しつつあります。



市内で見られる身近な生き物



(出典: 尼崎の身近な自然写真展)

【 方 針 】

- ① 臨海地域において自然環境の回復や環境創造のまちづくりを市民・事業者・行政が協働で進めます。
 - ・ 河川や運河、湾内の豊富な水環境を活かして、水と緑豊かな自然環境の回復、創造を図ります。
 - ・ 臨海地域を活性化させ、公害のまちのイメージを払しょくし、人と自然が共生する新しい環境創造のまちをめざします。
- ② 生物多様性に配慮した、人と環境が共生するまちをめざします。
 - ・ 河川や水路、公園緑地などの整備に際して、生物多様性に配慮した自然環境の創出を図ります。

③ 自然林などの活用を通して環境保全意識の醸成に努めます。

- ・ 身近に自然と親しむ場として、自然林や河川、水路、ビオトープを活用し、自然環境保全についての意識の醸成に努めます。

④ 自動車公害対策を推進します。

- ・ マイカーから鉄道やバスなどへの移行や、徒歩、自転車による移動を促進し、自動車による排出ガスや騒音公害の防止を図ります。
- ・ 最新規制適合車や低公害車への乗り換えなどを促進し、排出ガス発生源対策を図ります。
- ・ 自動車騒音対策として、幹線道路沿道に建築される共同住宅及び長屋について、遮音性能が確保されるよう指導します。

⑤ 低炭素社会の形成をめざします。

- ・ 太陽光などの再生可能エネルギーの活用、公共交通機関の利用促進、徒歩や自転車で移動できるまちづくりを通して省資源・省エネルギーの低炭素社会の形成をめざします。

⑥ 循環型社会の形成をめざします。

- ・ 既存施設の活用を図るとともに、廃棄物の発生抑制、再使用そして再資源化からなる「3R」の取組を進め、限られた資源の消費を抑制し循環型社会の形成をめざします。

2 緑の保全と創出

【まちづくりの現況と課題】

● **新たな緑の創出**

- ・ 本市はほぼ全域が市街地で山や森林などがいないため、新たな緑の創出に取り組んでおり、樹木緑被率は、平成9年(1997年)の5.9%から、平成24年(2012年)には8.4%に増加しています。

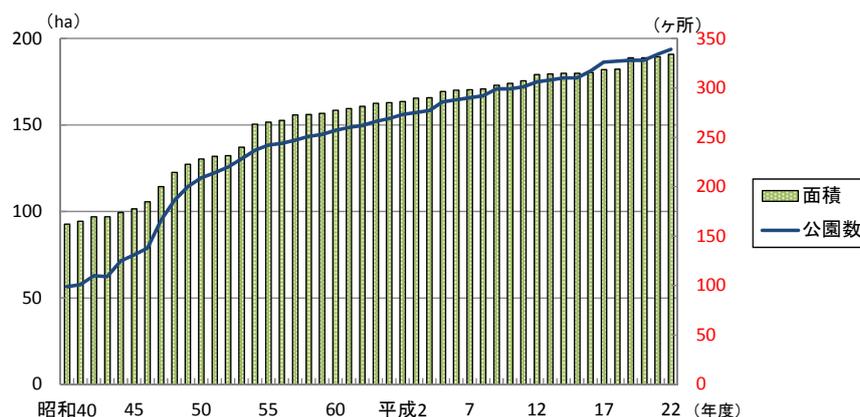
● **都市公園の整備**

- ・ 街区公園は、概ね全市域にわたり整備されています。
- ・ 近隣公園や地区公園は、地域的な偏りや未整備地域が存在するなど、公園種別ごとの体系的な整備には至っていません。

● **長期間を経ても事業化されていない都市計画公園・緑地**

- ・ 都市計画決定後、長期間を経ても事業化されていない都市計画公園・緑地については、時間の経過の中でその必要性などが変化している可能性があります。
- ・ また、事業化のめどがないまま長期間にわたり計画区域内の土地所有者などの権利を制限し続けているといった課題があります。

公園面積・公園数の推移



(出典：尼崎市統計書)

近年開設した都市公園

●潮江緑遊公園(近隣公園)(1.0ha)

利用者の多様なニーズを反映し、愛着感のある公園をつくるため、ワークショップを開催し、憩いの場となる芝生広場や遊具のほか、災害時の一時避難地として耐震性緊急貯水槽や防火水槽などを整備しています。



●開明中公園(街区公園)

(計画：0.43ha、整備済：0.30ha)

開明小学校跡地の一部に開設された公園で、住宅地に隣接し、かつ、寺町・城内の歴史文化ゾーンと駅前をつなぐ結節点に位置しています。ワークショップを開催し、学校の面影を残すとともに、その特性を活かした公園整備をしています。

●築地中公園(街区公園)(0.15ha)

震災復興土地区画整理事業の中で整備された公園で、ワークショップを開催し、地域の歴史を伝える形の遊具を配置するなど、地域の身近な公園として整備しています。



●尼崎の森中央緑地(都市緑地)

(計画：29.1ha*、整備済：6.6ha)

「尼崎21世紀の森構想」のリーディングプロジェクトとして、平成18年(2006年)5月に一部開園しました。生物多様性に配慮した参画と協働による郷土の森づくりを進めています。

*都市計画緑地：18.9ha 港湾緑地：10.2ha

● 利用者の意見を取り入れた公園緑地の整備

- ・ より愛着の持てる公園をつくるとともに、完成後の維持管理も含め公園を大切に利用していただくために、公園の設計段階で、ワークショップなどにより利用者意見を取り入れながら整備を行っています。

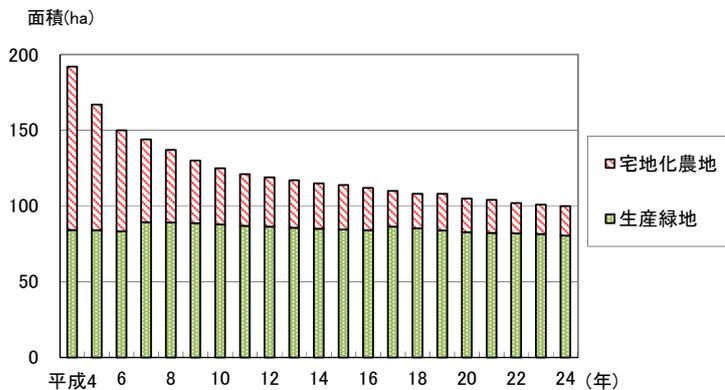
公園ワークショップの様子



● 生産緑地の指定

- ・ 農地を生産緑地に指定し、本市に残された貴重な緑、都市の防災空間として保全を図っていますが、営農者の継続などの問題から減少の傾向にあります。
- ・ 生産緑地地区は、平成 34 年(2022 年)から買取申出が可能となるため、急激に減少するおそれがあります。

農地面積の推移



市内に残る農地（東園田町）



【 方 針 】

① 自然林や社寺林などの保全を図ります。

- ・ 自然林や社寺林などは、市街地に残された貴重な保護樹木・樹林として適切に保全します。

② 都市緑化を進めます。

- ・ 公共建築物の敷地の緑化を図るとともに、住宅、事業所、工場などの敷地の緑化を促進し、緑豊かな空間の形成に努めます。特に車や人の交通量が多い幹線道路沿道や鉄道沿線などについては、敷地景観に配慮した沿道緑化やまちかど緑化を誘導します。
- ・ 沿道景観に配慮した道路緑化を推進し、緑豊かで歩いて楽しい緑のネットワークの充実を図ります。
- ・ 建築物の壁面や屋上、駐車場などの緑化を促進し、市街地における土地の有効利用と緑の効率的な確保に取り組みます。

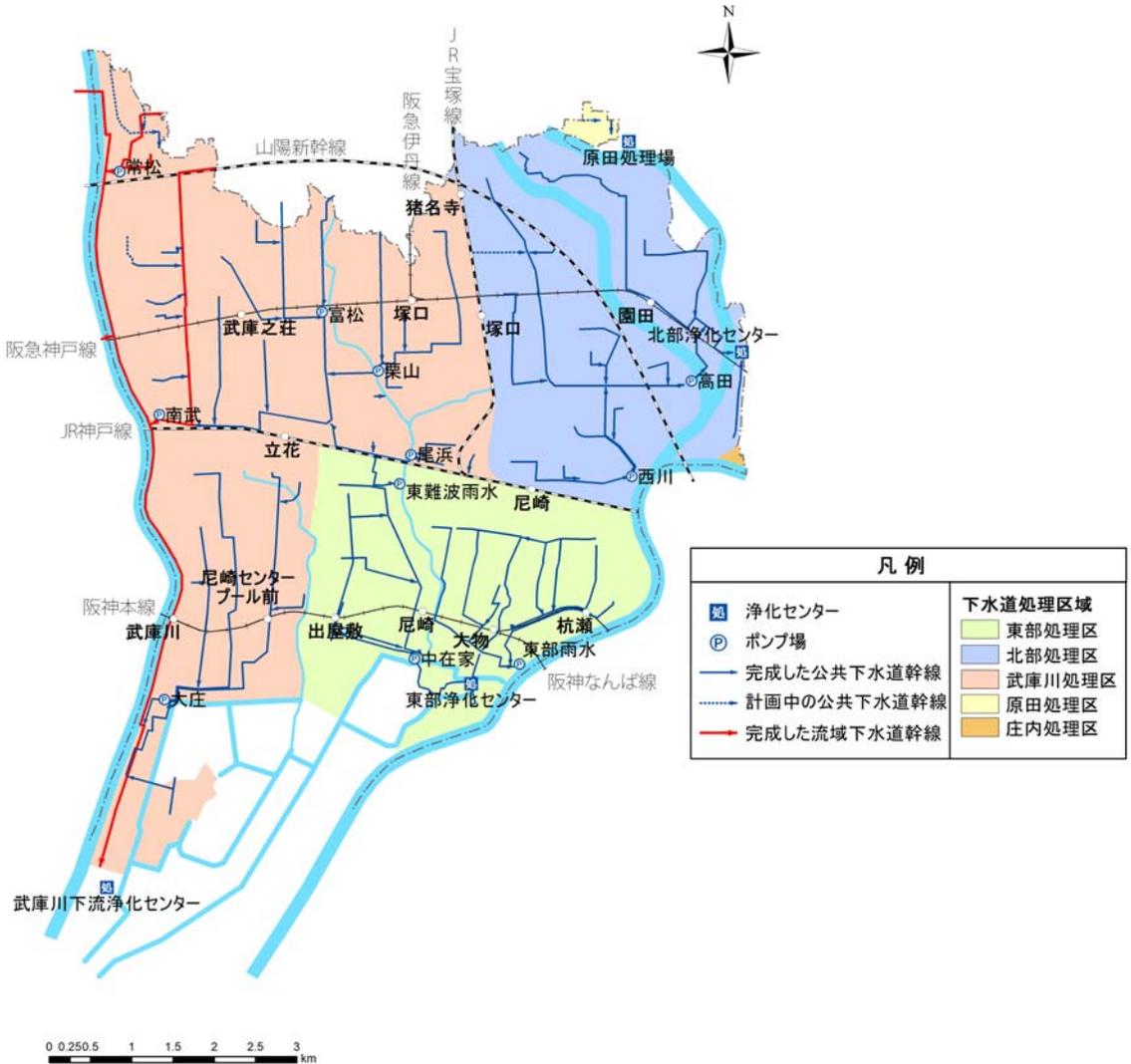
- ・ 道路の沿道緑化の推進や民有地の緑化の促進により、公園緑地や水辺空間と一体になった水辺と緑のネットワークの充実を図ります。
- ③ 適切な都市公園の配置や整備について検討します。
 - ・ 公共建築物の統廃合跡地などを新たな公園緑地の用地として活用するなど、都市公園の総合的、計画的な整備に努めます。
 - ・ 長期間を経ても事業化されていない都市計画公園・緑地については、その役割や機能を明確にし、周辺土地利用の変化などを考慮しながら、整備推進の方策や計画の見直しを検討します。
- ④ 利用者の意見を取り入れた、誰もが利用しやすい公園緑地の整備に取り組みます。
 - ・ 多様化・高度化する利用者ニーズに対応するため、ワークショップなどにより利用者意見を取り入れた公園緑地の整備に取り組みます。
 - ・ 子どもから高齢者まで市民の誰もが安全で快適に利用できるよう配慮した、公園緑地の整備を推進します。
- ⑤ 都市農地の保全と活用を進めます。
 - ・ 市民農園や体験型市民農園、援農ボランティア制度を計画的に活用しながら、都市農地の維持・保全に努めます。
 - ・ 農地の計画的な保全のために、生産緑地地区の追加指定に努めるとともに、貴重な農地が存続できるよう、その方策について検討します。

3 下水道

【まちづくりの現況と課題】

- 下水道の整備
 - ・ 下水道の役割は、雨水を河川に流したり、汚水の処理、河川などの水質保全を行うことです。本市では、臨海地域の一部を除き、市街化区域の約 87%にあたる約 4,055ha を主に合流式で整備しています。
 - ・ 市内には、尼崎市公共下水道施設として、2 処理場、9 ポンプ場などのほか、兵庫県の武庫川下流域下水道施設として、1 処理場、2 ポンプ場が、兵庫県の兵庫東流域下水汚泥広域処理施設として、1 処理場があります。
 - ・ 下水道施設は年数の経過による劣化などがあり、計画的な改築更新を進める必要があります。
- 下水道施設の有効利用
 - ・ 下水処理場などの下水道施設は、周辺環境と調和を図るとともに、施設の有効利用を検討する必要があります。
- 水質向上の取組
 - ・ 合流式下水道の改善や高度処理の取組を推進する必要があります。

下水道の計画区域図



【 方 針 】

- ① 下水道施設の計画的な更新を行います。
 - ・ ポンプ場などの下水道施設については、劣化状況を診断し、施設設備に係る長寿命化計画を策定のうえ下水道の機能向上と合わせて順次改築などを実施します。
- ② 下水道施設の有効利用を図ります。
 - ・ 下水道施設の上部空間を利用し、市民の憩いの場として提供するとともに、災害時の避難スペースとしての利用の可能性について検討します。

東部浄化センター上部空間



③ 合流式下水道の改善と高度処理・省エネルギー化を推進します。

- ・ 大阪湾などの公共用水域の水質を保全するため、合流式下水道の改善と高度処理の取組を推進します。
- ・ 設備の改築更新時に省エネルギー化を図りつつ、処理水などの利用拡大に向けたPR活動を一層推進します。

4 河川、水路、運河

【まちづくりの現況と課題】

● 水辺環境の改善や親水空間の創出

- ・ 本市は、武庫川、猪名川、庄下川などの河川、臨海地域の海岸線及び運河など、豊かな水辺空間を持っており、これらの水辺空間を活かした利用がされています。
- ・ 臨海部の運河では、平成20年(2008年)に兵庫県が策定した「21世紀の尼崎運河再生プロジェクト基本計画」により、水辺環境の改善や親水空間の創出に取り組んでいます。

水辺環境が改善された庄下川



親水空間を整備した北堀運河



親水階段の設置されている大島井（2号水路）



コラム：21世紀の尼崎運河再生プロジェクト

高度経済成長期に重要な港湾物流施設として機能し、また浸水被害から地域を守ってきた運河ですが、近年、産業構造などの変化を受け、その機能や役割は低下しています。

当プロジェクトは、この運河を有効活用し、運河を核とした魅力ある地域づくりや地域活性化を図るため策定されました。

【方針】

① 総合的な治水対策とあわせて環境保全と親水性の向上を図ります。

- ・ 貴重な自然が残る武庫川や猪名川、藻川などの河川については、自然環境の保全とともに、親水性の向上を図ります。
- ・ 国、県、関係市町が緊密に連携を図り、市民とともに総合的な治水対策を推進します。
- ・ 運河や海岸などにおいては、市民に開かれた親水空間の向上をめざします。

② 水質の浄化と親水空間の創出に取り組みます。

- ・ 庄下川や蓬川などの河川においては、良好な水辺環境の改善に取り組みます。
- ・ 生態系に配慮した近自然工法を活用し、多彩で親水性の高い魅力的な水辺空間の創出に努めます。
- ・ 都市生活にうるおいとやすらぎを持たせるような水路は可能な限り残します。

5 港湾施設

【まちづくりの現況と課題】

● 物流拠点としての港湾施設の整備

- ・ 尼崎西宮芦屋港は、重要港湾として位置づけられ、「尼崎西宮芦屋港港湾計画」に基づく物流拠点の役割を担う港湾施設の整備が進んでいます。
- ・ 尼崎港には既存の公共岸壁に加え、東海岸町沖（船出）地区では「大阪湾フェニックス計画」に基づく埋立により、公共岸壁が整備されつつあります。

尼崎西宮芦屋港



【方針】

○ 緑地整備などによる臨海部の環境の向上を図ります。

- ・ 港湾緑地の整備を促進するなど臨海部の環境の向上を図ります。

6 ごみ焼却施設

【まちづくりの現況と課題】

● ごみ焼却施設などの都市計画決定

- ・ ごみ焼却施設は2カ所、大型ごみや資源物を処理する資源リサイクルセンターは1カ所あり、いずれも稼働しています。

ごみ焼却施設（クリーンセンター第2工場）



【 方 針 】

○ ごみ焼却施設の長寿命化や環境に配慮した施設の更新、機能向上に取り組みます。

- ・ ごみ焼却施設の長寿命化を図るとともに、老朽化に伴う施設の更新及び処理機能の向上については、環境に配慮し計画的に実施します。

7 卸売市場

【 まちづくりの現況と課題 】

● 公設地方卸売市場への転換

- ・ 尼崎市中央卸売市場は、昭和40年(1965年)に都市計画決定し、阪神間を代表する卸売市場でしたが、取扱数量・金額が減少し、平成19年(2007年)に公設地方卸売市場に転換を図りました。

公設地方卸売市場



【 方 針 】

○ 卸売市場の健全な運営などに取り組みます。

- ・ 市民の食の安全・安心の確保と多様化する流通環境の変化に対応するため、卸売市場の健全な運営に努めるとともに、必要な施設整備に取り組みます。
- ・ 運営状況や施設の老朽化を踏まえ、卸売市場の今後のあり方について検討します。

8 火葬場

【 まちづくりの現況と課題 】

● 斎場の建替

- ・ 高齢化の中、火葬数は増加しており、平成16年(2004年)、市内にある唯一の弥生ヶ丘斎場が施設の老朽化などにより全面建替を行いました。

弥生ヶ丘斎場



【 方 針 】

○ 火葬炉の増炉など設備の強化などを検討します。

- ・ 今後、火葬件数が増加することが予想されるため、火葬炉の増炉など設備の強化などを検討します。

都市環境方針図

